

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議事係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成 9 年 9 月 2 5 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 2 4 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	中畑委員長、見楚谷副委員長、鈴木・斉藤・佐藤(幸)・渡部(輝) 佐々木(勝)・山吹・花岡 各委員		
説明員	教育長、総務・企画・財政・学校教育・社会教育各部長、出納室長、 消防長、監査委員・選挙管理委員会・国体準備各事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議宣告。署名員に斉藤・花岡両委員を指名。付託案件を一括議題とする。

今定例会に付託された案件について説明を求める。

議案第 2 1 号「小樽市特別職に属する職員の給与条例等の一部を改正する条例案」について

職員課長

特別職自らが行革に対する取り組みの姿勢を示すため、平成 9 年 1 0 月から当分の間市長、助役、収入役、常勤の監査委員及び教育長の給料月額を 3 % 減額するものである。

委員長

議案第 2 6 号「小樽市助役定数増加条例を廃止する条例案」について

花岡委員

地方自治法第 1 6 1 条第 2 項で「市町村に助役一人を置く。但し条例でこれを置かないこともできる」とある。小樽市も以前は助役一人体制を続けており、人口規模からいっても二人の助役は必要ない。また、今回行革の政治的思惑の中で、わずかばかりの特別職手当をカットするくらいならば、財政効果を考えても地方自治法通り助役を一名にすべきである。

委員長

陳情第 5 1 号「市職員の市内居住方等について」

職員課長

市ではこれまでも様々な角度から人口対策の取り組みを実施してきたが、庁内においては市外に居住する職員に対して市内転居を勧める他、特に新規採用職員には市内に住むよう強く指導している。補職によって市内居住を強制したり、通勤手当支給に制限を設けたりということは、法的にも制度的にも困難であるが、今後とも市内居住について指導していきたいと考えている。なお、居住地と職場の距離については、人事の固定化等を招かないことを念頭に置きながら配慮しているところである。

委員長

これより質疑に入る。

花岡委員

日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の見直しについて

マスコミも憲法学者も憲法を改正しなければならない内容だと指摘しているが、市長が憲法の枠内であると言う根拠を示せ。

市長

新しいガイドラインの前段に「憲法の範囲内」と明記されているのでそれを率直に受けとめている。

花岡委員

前提としてはそうかもしれないが、指針全体を見て本当に憲法の枠内だと考えているのか。また、市長はこの指針の全文を読んでそのような判断をしているのか。

市長

私は憲法の範囲内でやるべきと考えており、また指針は一通り読んでいる。

花岡委員

周辺事態の概念は地理的なものではなく、事態の性質に着目したものであるとなっているが、日本の自衛隊が地理的制限なしにどこにでも出て行けるということではないのか。

市長

憲法の範囲内で専守防衛というのがうたわれており、私もこれを守って欲しいと思っている。周辺事態については、新聞等の報道を見てもやはり周辺事態を地域的に特定するのは難しいので、どこでも関連を持たせるために周辺事態と言っているとは思わない。

花岡委員

市長がそう考えるのは構わないが、実際ガイドラインの指針はどこへでも行けることを指している。憲法の枠内というのが、第9条では明確に戦争を放棄しており、それに違反する形で自衛隊法がつくられたが、その中でも侵略に対する自衛しか認められていない。今度のガイドラインの見直しでは、日米が協力して周辺事態に備えることとなっているが、この周辺事態は誰が判断するのか。

市長

これは国が今後関連の制度をどう整備していくかという問題であり、私としては答えようがない。

花岡委員

判断するのはアメリカと日本のどちらか。

市長

それは今後日米の話し合いの中で詰めていくものと思っている。

花岡委員

アメリカの考えで日本を自動的に参戦させるのが今回のガイドラインの中身だと思うが、アメリカの戦争行為・軍事行為はすべてよしとするものなのか。

市長

周辺有事で日本の平和と安全が損なわれる時に協力するという事になっている。

花岡委員

日本に何かがあった時と言うが、周辺事態というのは日本に侵略行為があった時だけではないと思うがどうか。

市長

ガイドラインの趣旨は3つあり、平時の協力関係、日本が直接攻撃を受けた場合のアメリカの対応、周辺事態時に日本の平和や安全が損なわれる場合の対応、となっている。

花岡委員

ガイドラインの中では、日本の国民や自衛隊もアメリカと共に行動することとなっており、周辺事態というのは日本が侵略された時だけでないことは明確である。政府も周辺事態の範囲に台湾を含むかという議論をしていた。マスコミ等も心配しているこの問題について、かたくなに日本が侵略された時だけというのはおかしいと思うがどうか。

市長

先程から言っているように、ガイドラインの趣旨は日本が直接攻撃された場合と日本の周辺に何かあってそれに関連して日本の平和と安全が損なわれる場合に日本がアメリカに協力する事となっており、それに間違いがあるとは思わない。

花岡委員

マスコミや憲法学者等いろいろな人が、日本がアメリカと協力して海外での軍事行動に参加することに非常に危機感を持っている。実際にアメリカの軍事行動をみても侵略的なものも多くあるが、そのような問題についても日本が米軍の支援部隊となる恐れがあるのではないかと。

市長

マスコミの論調もそれぞれ違っており同一のものではないと考えている。また、軍事行動への参加ということは

ない訳であり、実際どのような形で進めていくかは今後の検討・協議が必要だと考えている。

花岡委員

協力をしていくというのが今回のガイドラインのキーポイントであり、協力体制の範囲が大幅に拡大されていることが最大の問題だと思う。協力という名のもとに憲法の枠を越え、安保条約の性質を変えてしまっているのが問題だと思うがどうか。

市長

憲法の枠内で専守防衛というのが明確にうたわれており、私としてはその中でこれからの対応をして欲しいと考えている。周辺有事がどう定義されるかはこのガイドラインで即決するものではなく、これからの日米の協議や国会における審議等を経て明らかになるものと考えている。

花岡委員

今回、米軍の活動に対する日本の支援ということで40項目が挙げられているが、後方支援は、日本の自衛隊及び民間人が戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の公海及びその上空において行われることも考えられるということである。これは戦闘行動が行われているところに後方支援するということがか。

市長

周辺地域に何かがあって、日本の安全や平和が損なわれるような事態ということであって、単純に何かあった場合にアメリカと一緒にやって出ていくということにはならないと考えている。

花岡委員

一線を画されるということについて、どこが一線なのかは国会でも議論されており、実際一線を画することはできないと言われている。それでも市長は憲法の範囲内で日本の平和と安全に重大な影響を与える場合だけと考えているのか。

市長

そう考えている。

花岡委員

このガイドラインの指針の中で、地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間の有する能力を適切に活用するとあるが、これについてどう考えるか。

市長

どのような形で運営されるかはまだ分からないが、小樽市の例で言うと港湾の利用という問題が考えられる。我々としては、小樽港が小樽の経済に占める役割の重要性や市民の安全の確保の観点からも、小樽港を商業港として発展させるという基本線を堅持していきたいと考えている。

花岡委員

国会でもこのガイドラインを受けて国内法の整備が言われている。従来は港湾法もあり港湾管理者である市長も権限があったが、今後国内法が整備されるにあたり、この権限が生かされるのが疑問である。有事の際には一自治体の長としての権限は保てないのではないかと。市長が小樽港を商業港として発展させたいと考えるのは結構だが、そのような思いも通じなくなるのではないかと。

市長

港湾管理者としての権限や役割は守られると思っている。有事に対する認識や空港・港湾のあり方等、今後いろいろ議論されていくのかと思うが、我々はあくまでも基本線を主張していきたい。

花岡委員

主張は大いにしたいが、市長はこれまでも米空母の入港等、ガイドラインの先取りともいえる事態を認めており、有事の際に本当に判断できるのか疑問である。平時から姿勢をつらぬいてこそ有事に生きてくるのではないかと。

か。

市長

米空母については従来のガイドラインに沿って入港を認めたものであり、このような考え方はこれからも変わらないと思う。ただ、それが有事の際どうなるかについては、今後の日米での話し合いや国会での議論で詰めていくものなので、ここでどうするとは言えない状況であるが、商業港として発展していくという基本線は強く主張していきたい。

花岡委員

40項目の中には港湾労働者の荷役の問題や病院の問題等が含まれてくると思うが、今後これらについて小樽市の判断が問われてくると思う。例えば、矢臼別で米軍の砲撃演習があったが、その際、子供たちが通学バスで送り迎えされたり、公民館や学習会館が占拠されたり、病院も協力させられたりしている。これらの問題ひとつをとっても、訓練の時でさえこのような状況であり、実際に有事の際に小樽市はそこまで協力できないと言えるのか。

市長

米空母の入港は商業港としての機能を損なわず、市民の安全を確保できることが前提になっており、港湾に支障がないことを確認した上で必要な条件をつけて認めた経緯がある。今後とも支障が生じるような形での協力はできないと考えている。

花岡委員

民間空港・港湾の優先利用については、自治体での反対運動等も懸念されるため対象の地域を特定しないとのことであるが、結局はいつ利用されるか分からない状況ということである。そのような意味で今回のガイドラインの見直し、あるいはそれに引き続く国内法の整備の中で自治体の権限がどれだけ維持されるか疑問である。この点については自治体自身が位置づけを主張していく必要があると思うがどうか。

市長

港湾管理者としての立場、あるいは自治体の長としての立場からも市民の安全や小樽市の経済を守っていくという基本線に立ち、これからも権限を守るために国に対し申し入れをしていきたい。

花岡委員

平和教育について

インディペンデンス号入港、ガイドラインの見直し等、子供たちへの影響は非常に大きいと思う。小樽市の平和について考える教育をもっと充実させるべきである。

今年市民プラザで広島原爆展が開かれたが、何名の市民が参加したのか。

(数)総務課長

約4,000名程度である。

花岡委員

私も見たが正直言って期待外れであり、もっと資料など充実させるべきと感じた。

以前から我々は被爆地への子供たちの派遣を主張してきたが、平成7年度は終戦50周年ということで一度だけ広島に子供たちを派遣した。今年は派遣しないとのことだが今後も派遣するつもりはないのか。

(教)総務課長

終戦50周年の平和記念事業として派遣したものであり、今後については教育委員会内部で話し合っていきたいと考えている。

花岡委員

派遣された子供たちの感想文を読み、平和に対する熱い思いや原爆投下に対する憤りが書かれていたと感じたがこれは読んだか。

教育長

私は読んだが、子供たちに非常に強い印象を与えたことが読み取れたと思う。小樽市の平和教育としては、小学6年生の社会科の授業で20ページほど教科書で取り上げており、中学2年生でも40時間ほど取り上げている。また、小樽市の社会科の副読本でも小樽空襲について取り上げており、小樽市の平和教育は確実に行われていると思う。

花岡委員

派遣された子供たちがわずかな時間であれだけ深く戦争について思いを馳せたのは大変有意義であったと思う。子供たちを広島に派遣する費用についてもそれほど莫大な額ではないと思う。小樽市の平和教育がされていないとは言わないが、核兵器廃絶の思いを養うためにも被災地への派遣は続ける必要があると思うのでぜひ検討してほしいがどうか。

教育長

あれは終戦50周年記念ということであり、「少年の船」の事業を振り替えての実施であったが、平和という観点からも今後関係部局と検討していきたいと考えている。

花岡委員

平和問題の所管は総務部だと思うので、総務部の中で子供たちの派遣について予算化してほしいと思うがどうか。

総務部長

今後の平和事業についてそれらも含めて検討したい。

花岡委員

堺町の防空ごうについて

現在かなり風化が進んでいる状況にある。何年か前に、ここを平和的記念館や資料館にしたらどうかという意見も市民から出されており、実際にここを管理している人もいつでも見てもらえるよう開放もしているが、総務部としては防空ごうの維持についてどのように考えているか。

(総)総務課長

その防空ごうで平和事業をしているのは聞いているが、いままで直接協議をしたことはない。ただ、防空ごうは防災上非常に危険なものであり、昭和50年代に国の制度として緊急措置法のような形で入口をふさいだという経緯がある。この防空ごうはその際対象から漏れてしまったのかもしれないが、現在全国的な動きとして、防空ごうは防災上の危険性が問われており、また新たな緊急措置法が必要という話も出ているので、それらも含め推移をみていきたい。

花岡委員

確かに50年経っており危険なものだと思うので、市の予算で補強し、資料館や記念館として保存することを検討して欲しい。

インディペンデンス入港時の関係経費について

予算特別委員会の資料として出されていたが、これは全部要求するということか。

(総)総務課長

支出経費について国や道、関係機関等に全部要請していきたい。

花岡委員

この中で時間外手当は要求できるのか。

財政部長

時間外手当は職員給与費から出しているが、その他の経費については港湾総務費で払っており、今後総務費が不足した分は予備費を充てていきたいと考えている。これらについては、市長が道庁や国の各省庁を回った際に自治

省や外務省も特別交付税での措置を考えていると聞いており、我々としても特別交付税の形で要請していきたい。

花岡委員

実際に補償されるのか疑問を持っている。

職員の時間外勤務と有給休暇取得について

行政改革が進められる中で時間外勤務の削減が言われているが、実際に時間外勤務は非常に多いようである。現在職員一人当たりの時間外勤務はどの程度か。

職員課長

平成8年度で一人平均の年間の時間数は122時間である。平均的な単価は2000円前後であるので、年間23～24万円程度かと思う。

花岡委員

有給休暇の消化率を示せ。

職員課長

平成8年度の資料で29.4%の消化率となっている。

花岡委員

29.4%というのはどのような計算か。それぞれ有給休暇の取得日数は違うと思うが平均して一人何日程度消化しているのか。

職員課長

平成8年度で一人平均11.3日となっている。普通、職員は当該年度分として20日の有給休暇があるが、前年度の残りの分も使えるため平均38～39日あることになる。

29.4%というのはその日数に対する一人当たりの平均取得日数である。

花岡委員

特に有給休暇を取得しにくい部署を示せ。

職員課長

一人平均4～17日の範囲で取得しているわけだが、比較的取得日数が少ないのは教育委員会学務課や保健所試験検査課等であり、年4日程度の取得となっている。

花岡委員

38～39日の有給休暇の権利がありながら4日しか取れないのは何が問題なのか。例えば教育委員会学務課は忙しくて取れないのか。それとも取る雰囲気がないのか。

学務課長

平成8年度はたまたま0-157の対策等もあり非常に繁忙であったが、計画的な有給休暇さえも取れないという状況ではないと考えている。

花岡委員

平成7年度も似たような数字であったと思うがどうか。

職員課長

平成7年度でいうと一人平均4.8日である。

花岡委員

有給休暇の取得が平均以下の部署については何が問題なのか人員配置等も含め検討すべきではないのか。

総務部長

実態としてなかなか取れない職場もあるかと思うので、実態について把握する必要があると思う。

花岡委員

現在でさえ厳しい中で、行政改革として職員の数が減らされていくことについて、今後どう整合性をとっていくのか。現実には有給休暇がとれない中で職員がどんどん削られるとなると、住民サービスの低下や職員の労働強化につながるのではないかと。少なくとも 4 ～ 5 日しか有給休暇を消化できていないような部署は、職員課として対応を考えるべきではないのか。

職員課長

有給休暇については、政府も年間総労働時間 1 8 0 0 時間を掲げ、有給休暇の消化と併せて超過勤務の削減について指針を作っているところである。市においても原因を調べ、できるだけ個々の職場で有給休暇を取得しやすい環境作りに努めると共に、政府の指針にもあるように、夏期、あるいはゴールデンウィーク等に長期の休みを取る、また、各課・各係で業務に関する計画書を積極的に作り、それらに基づき有給休暇を取得するなど、工夫も必要と感じている。

花岡委員

職場で有給休暇をとりやすい環境にするというのが、現実には人が足りなく忙しければやはり取りようがないと思う。そのような観点も含めて、必要な人員を配置していく必要があると思う。また、現在市職員の採用試験が行われているが、一般職と消防についてそれぞれ退職人数と新規採用人数を示せ。

職員課長

一般事務職員の今年度末の定年退職者数は 1 7 名、消防職員については 8 名の予定である。最終的な採用数については鋭意総務部等と協議中であり、また職員組合との交渉等もあり現在のところはっきりした数は示していないが、若干名となっている。

花岡委員

現実には退職した人の分を補充しなければますます大変になると思う。特に消防については 8 名の退職に対し新規採用者数をどのように考えているか。

(潮) 総務課長

現在関係部と協議しているが、業務に支障のないような人数の確保に努めたい。

花岡委員

退職予定者 8 名を含み現在の体制が成り立っていると思うが、業務に支障のない人数というのは 8 名の補充を前提と考えてよいか。

消防本部長

行革に取り組んでいることや市全体の問題もあり採用状況が非常に厳しい中で、最終的には今後詰めていくことと思うが、我々としては全体の配置の中で業務に支障がないような人数の確保に努めていきたい。

花岡委員

現在でさえ非常時に対応しきれない状況で、小樽市の消防力を維持するために 8 名の退職者の補充は最低条件であると思う。本来行革の職員削減の中に消防職員が含まれるのも問題だと思うが、市民の安全を守る意味でも 8 名の補充については明確に堅持してほしい。

庁内検討委員会について

現在行政改革が随時行われており、この中で庁内検討委員会の設置がうたわれている。平成 1 0 年には基本方針を策定すると言われているが、庁内検討委員会の意見はいつ議会に報告されるのか。

(鷺) 濱谷主幹

1 1 の庁内検討委員会があり、現在 1 ～ 2 回の検討会議を開いているが、それぞれ内容や答申の決定時期が違うため、どのような形で議会に報告できるか検討したい。

花岡委員

議会としては実施計画が出されて以降、報告書が来るまで経過が知らされないことになる。随時どのような検討をしているか報告してもらわなければ、議会ではすでに方向が固まったものしか審議できないことになりかねない。例えば常任委員会等で毎回経過を報告すべきではないのか。

総務部長

確かに検討委員会の中間報告について常任委員会等で報告すべきと思うので、その方向で進めたい。

花岡委員

市職員の市内居住方について（陳情第 5 1 号）

我々は憲法で保障されている個人の居住権を奪うことはできないと考えるが、現実の問題として職員が市内に住んでいないと困る部分もあると思う。例えば、以前地震があった際、鍵を持っている学校管理者が学校とかけ離れた所に住んでおり、問題になったこともある。そのような観点から言っても、この陳情に全面的に賛成とはならないまでも、検討すべき部署もあるのではないかと。

職員課長

特にそのようなことが求められるのは消防職員かと思うが、289名全員が市内居住者となっている。また、消防職員の採用時に市内居住を条件としている市も多いと聞いている。

花岡委員

市内に在住するよう啓蒙しているとのことであるが、職員自身が市内に住まなければならないと考えるような議論が本当にされているのか。また、市内に住むためには様々な環境整備が必要になると思うが、市外に住んでいる職員に何故市内に住まないのかアンケートをとったことはあるか。

職員課長

人口対策の問題が論議されてきたのは昭和63年頃であり、そのころから職員については市内に居住するよう様々な角度から啓蒙してきたと聞いている。特に新規採用時が重要であるので、その際には職員課で強く指導しているところであり、その結果ほとんどが市内に居住するようになっている。アンケートについては承知していないが、今後状況によっては必要になると考えている。

花岡委員

基本的に居住地の選択は自分の意思であり、それを曲げることはできないが、何故小樽市に住まないのかという理由や、小樽市が改善すべき点はないのか等も含めて意識調査をすべきと思う。また、職場の中でも職員間の自由な議論が必要だと思う。基本的にはどこに住んでもかまわないが、市職員であることとの兼ね合いもあり非常に難しいと思う。

学校司書の配置について

今年の6月に国会で学校図書館に司書を置くことができるという法律が新たに改正されたと聞くが、その内容を示せ。また小樽市の教職員で学校司書の有資格者は何名か。

(教)指導室長

司書教諭の配置については、平成7年8月に児童・生徒の読書に関する調査研究協力者会議の報告の中で提言があり、今年の6月3日に衆議院で学校図書館法の改正案が可決された。それによると2003年の3月までに12学級以上の学校に司書教諭が配置されるとなっている。司書教諭の有資格者は道教委の平成6年度の調査では、全道で小学校150名、中学校100名、高校82名、特殊教育小学校14名とあまり多いとは言えない状況である。小樽市においてはまだ司書教諭は配置していないが、学校図書館の司書の資格を得るためには、学校図書館法の規定により文部大臣から委嘱を受けた大学で受講し、学校図書館の管理と運営等について8単位の取得が必要である。また、受講の資格として小中高等学校、盲学校、聾学校、または養護学校の教育の普通免許状が必要である。本道では5つの教育大学で受講が可能となっているが、今年度は岩見沢校と函館校で講習が行われている。学校図

書館司書の資格を持った人が少ないため、改正された学校図書館法では大学以外の市町村教育センター等でも受講できることとなったが、いずれ文部省や道教委から配置等も含めて具体的な内容が示されると考えている。

花岡委員

学校図書館に司書を配置するにはまだ時間がかかりそうであるが、そのような状況の中で市内の学校図書館の整備の遅れが目立っている。個人の個性を引き出す教育が言われているが、何が自分の個性かを見いだすためにも様々な本を読む機会が必要であると思う。学校図書そのものの充実はもちろんであるが、学校図書を有効に活用するためにも学校司書は必要だと思う。平成 1 5 年までに整備とのことだが、先取りして配置していく考えはないか。

(教)指導室長

確かに学校図書の充実を図るためにも司書教諭の役割は非常に重要だと思う。全道的に有資格者は少なく配置は難しいと思うが、文部省も今後、より具体的な内容や方針を示すことと思うので、それらに沿った形でできるだけ有資格者が増えるよう考えていきたい。

花岡委員

我々は国会でこの案に反対し修正案を出している。実際に多忙な現場の教職員に司書の任務も負わせるというのは厳しいと思う。教職員としてではなく学校司書としての位置づけをもった人を配置すべきと思うが、それでもこれまでと比べると一歩前進であると思う。文部省の学校図書整備 5 ヶ年計画の中でも人の配置も含めて予算化されているので、学校司書の配置について学級数の多い学校からでも積極的に取り組んでいくべきと思うがどうか。

教育長

学校司書については、1 2 ~ 1 8 学級を標準とし 2 0 0 3 年の段階で配置する計画があるが、資格者が足りないのと、自分の授業を持ちながら司書の仕事をすることになるため、資格を持っていても表面に出したがないので、そのような環境整備も必要であると考え。学校図書館の充実に向け、蔵書数は当然ながら、すべてのクラス担任が読書指導を行えるようにするなど含めてさらに指導を進めていきたい。

佐々木(勝)委員

米空母の入港について

市長は小樽が軍港化にならないような形で入港を認めると言っていたが、過去小樽港が軍港として位置づけられるような表現がされていることがあった。昭和 2 5 年 5 月 7 日付けの新聞報道によると、軍艦が入港するのに合わせる形で小樽港が建設され、その際は商船は邪魔にならないようにするとのことであった。市長は空母入港時に、総合的に判断すると言っており、そのためにも資料や情報の収集が必要であったと思うが、このような記録は実際に残っているのか。

(総)総務課長

基本的にその当時の記録は残っていない。

佐々木(勝)委員

もし調べるとすると港湾部が担当になるのか。それとも市史編さん室になるのか。

(総)総務課長

相当古いものになるので市史編さん室や図書館になると考える。

佐々木(勝)委員

小樽港を軍港にしないと言うが、これまで 5 2 隻の軍艦が入港しており、それに対する一定の歯止めがなかったのは問題であり、その意味で軍港化の地ならしが進んでいると言えるので、一度歴史的事実についても調べて欲しい。

防災関係について

8 月に記録的な大雨が降ったが、それに対してどのような対策をとったか。

(総)五十嵐主幹

8 月 5 日に 1 0 1 . 5 ミリの雨が降ったが、これについては昼すぎに札幌管区气象台から大雨警報が出たので、災害対策連絡室を設置し、関係部局と連携し警戒体制をとったり消防と河川の分水工事を行ったりした。

佐々木(勝)委員

いろいろなことを想定し熟度を高めながら防災計画を策定しているとのことであるが、進捗状況はどうなっているか。

(総)五十嵐主幹

小樽市地域防災計画については昭和 4 0 年に作成され、その後毎年部分的に修正をしてきたが、今回、阪神・淡路大震災を教訓に地震・津波対策の強化ということで全面的な見直しを行っているところである。これは、より具体的な記述ということで全面改正するものであり、8 月 1 9 日に修正案として防災会議で作成が終わったところである。現在は災害対策基本法に基づき道と協議中である。

佐々木(勝)委員

この防災計画の中にはトンネル崩落事故や泊原発の避難の仕方等についても範疇に入っているのか。また今後これらも視野に入れる予定はあるのか。

(総)五十嵐主幹

豊浜トンネル、第 2 白糸トンネル等、小樽市以外の災害については、地域防災計画は範囲外であるが、消防の広域応援協定や、札幌圏の自治体の警察や自衛隊を含めた連絡会等協力体制はできているので、そのような位置づけは防災計画の中にもされている。また、原子力防災については半径 1 0 キロ圏という形で道とその周辺の市町村で防災会議を開催しているが、小樽市では防災会議のメンバーである北電等と連絡を密にし情報収集をしているところである。

佐々木(勝)委員

危機管理が問われるので十分連絡をとりながら計画作りにあたって欲しい。また原発について 1 0 キロ圏と言っていたが、小樽市は関わらないということか。

(総)五十嵐主幹

放射能の問題であり、当然風向きや事故の規模によって小樽に影響がある可能性もあるので、計画の中には入っていないが、情報収集や日々の連絡はとっている。

佐々木(勝)委員

庁舎内の防火訓練について

昨年行っていると思うが、その際の反省点と、またそれを生かす形で今年も行う予定はあるのか。

総務課長

これまでは防災訓練が多かったが、昨年の 1 0 月は防火訓練を行っており、おおむねは順調であったが、救助袋の出し入れがスピーディでなかったり、防火扉がきしんでいた等何点か問題があった為、それらを踏まえて消防計画の見直しを行い、4 月 1 日に改正しており、それに伴い自衛・消防隊の整備も行っている。できるだけ全庁的なものはやりたいと考えているが、できない場合でも救助袋や消火栓の扱い等部分的にできるものもあり、それらを組み合わせながらやりたいと考えている。今年についても秋に何らかの形で訓練を行う意向は持っている。

佐々木(勝)委員

学校 5 日制について

2 0 0 3 年に完全実施を目標に進めているとのことであるが、それに対する環境整備の現状を示せ。

(教)総務課長

現在第 2・第 4 土曜日に学校の開放授業が市内の学校で実施されているが、子供たちの平成 8 年度利用状況は、小学校で 10.47%、中学校で 7.11%、合計で 9.07%となっている。

佐々木(勝)委員

何人集まったかという量の問題より質の問題であり、学校 5 日制が始まるときには子供たちを取り巻く環境整備がより必要になっていくと思う。現状の学校開放において問題点があれば示せ。

(教)総務課長

学校によっては 1 回平均 60 名程度の参加があり、学校開放の管理者が 1 名ではなかなか難しい。また、管理者の確保にも苦慮しているところである。

佐々木(勝)委員

学校 5 日制と併せて社会教育施設の開放が問われていると思うが、関係する社会教育施設について平成 8 年度の第 2・第 4 土曜日における児童・生徒の利用者数と具体的な対応策や問題点について示せ。

博物館長

第 2・第 4 土曜日の児童・生徒の利用者数は小中高等学校合わせて 73 名となっている。具体的な対応としては第 2・第 4 土曜日だけではないが運河に棲む魚の展示等、年間 10 回の企画展を実施している。

青少年科学技術館長

第 2・第 4 土曜日の全利用者数は 2,760 名となっている。対応としては土日に工作会、パソコン教室等を実施している。

図書館長

第 2・第 4 土曜日の児童・生徒の利用者数は幼児を含め、本館で 2,495 名、北小樽分館で 595 名となっている。対応としては土日にアニメ映画やビデオの上映会を開催しているが、最近は家庭にビデオが普及していることもあり、本館でいうと 2,495 名中、1/5 程度の割合となっている。

美術館副館長

第 2・第 4 土曜日の児童・生徒の利用者数は文学館で 32 名、美術館は 13 名となっている。対応としては美術館では年 1 回であるが親子で楽しむ美術教室を開催しており 40 名の定員に対し応募者数も上回っているため、今後も年間を通して回数を増やしていきたい。文学館では特に対応は考えていないが、小樽ゆかりの文学者の作品を常時展示している。また、今年度は宮沢賢治展を開催しており入館者は 4,000 名を超えている。そのうちで小中学校の児童生徒は 1/4 程度であり、アンケートでも印象深かったという声が寄せられている。今後も小中学生が入館しやすいような特別展を考えていきたい。

生涯学習プラザ館長

第 2・第 4 土曜日の児童・生徒の利用者数は 428 名であり、毎回様々な講座を計画し実施している。対応としては小中学生将棋教室を通年で会員を募っており、また、絵画・工作・切り絵等文化的な教室やジャズダンス等の体育的な講座も組んでいる。問題点としては、学校行事によって入館者数の増減が激しく、例えば運動会の前日は申し込みがなかったということ等もあったので、講座内容も含めて工夫しているところである。

室内水泳プール館長

第 2・第 4 土曜日の児童・生徒の利用者数は 1,452 名であり、そのほとんどが小学生である。今後の課題としては昼に弁当を持ってくる小学生が多いので、弁当を食べるための広いスペースがあれば、という印象を持っている。

佐々木(勝)委員

決して取り組みしていないとは思っていないが、例えば全道一であるとか他に誇れるようなアピールも必要ではないかと思う。子供の図書離れも言われているので、子供たちの動向が把握できるようアンケート等の声を聞きな

がら取り組んでほしい。

小樽に「職人の会」というのがあり、行く行くは大学まで発展していくような場にしたいとのことであるが、悩みのひとつとしてイベントだけではなく常時活動できるような場がないかという意見が多く、経済部でも空き店舗対策として道を探っているようである。

また、他都市からは修学旅行として見に来ているのに、小樽市の子供たちはほとんど見に来ていないという現状もある。小樽の伝統的な職人の技を小樽の財産として残していかなければならないと考えるが、社教としても「職人の会」の今後の発展について支援していくべきと思うがどうか。

教育長

「職人の会」では自分たちの仕事について説明する機会を広げたいとのことであり、近隣にある稲穂小学校でも教室や生涯学習プラザ等も含め、どんどん活用してもらえるように考えており、そのほかにもできることがあれば積極的に応援していきたいと考えている。

佐々木(勝)委員

今後「職人の会」の活動が広まれば、小樽の子供たちが接する機会も増えてくると思うので、社会教育の充実に向けて積極的に取り組んでほしい。

公立高等学校の適正配置について小樽市ではもう何年も間口削減が続いていたが、今年は削減されなかった。私はこれで安心とは考えていないが、これについてどう受けとめているか。

教育長

8月9日に計画案が出されその中では削減なしとなっており、おそらく11月にそのまま決定されると思うが、後志第2学区で64名の増があるので、小樽市内に1間口増加してほしい旨の要請書を提出している。ただ、私立の状況を聞くと志願者数等が定員を下回っているようであり、公私同等という考えも踏まえながら児童数減少による適正配置については激減緩和の方向で進めていきたいと考えている。

佐々木(勝)委員

子供が増えたから増やす、減ったから減らす等機械的に数の論理で適正配置を行うのではなく、学校間格差や高等学校のあり方等十分考慮すべきと思うが、教育長の考えを示せ。

教育長

確かに道教委などでも数の論理になりがちであるが、例えば東京都の高等学校でも35人学級実現の動きもあり、また、道でも小規模校については40人に満たなくても2間口を特例的に認めているので、今後とも間口やクラス規模等について要望していきたい。

佐々木(勝)委員

小中学校の適正配置について

これについても数の論理だけで進めるべきではなく、教育効果等考慮にいれて進めてほしいがどうか。また、通学区の見直しも考えているとのことであるが、その際周辺地域によっては調整が難しい部分も出てくると思うがどうか。

教育長

来年度には基本的な方針を出すことになると思うが、市の中心部の中学校でいうと6学級規模の学校が5校ある。中学校においては12～18学級が標準とされており9学級以上で初めて全ての教科担任が揃うという状況であるが、教科外担当をできるだけ避けるためにも中学校においてはそれらを条件の1つとして考えていきたい。また、通学区域の見直しの際、それらが周辺地域にも及ぶかという問題については、すでに文部省が通学区域について、これまでのような小学校区と中学校区との関連で校区を決めるのではなく、通学のしやすさ等も考慮しもっと弾力的に決めるように考えている。どの学校が対象になるかはまだ決まっていないが平成10年当初には基本的な方針

を示したいと考えている。

佐々木(勝)委員

特に学校や病院等の適正配置は数ではなく質の問題であり、人数の多い、少ないだけで機械的に考えないようにしてほしい。

斉藤委員

室内プールについて

一部の市民から、団体の会員に指定席のような形で場所を提供し会費をとるのは商売ではないのかとの批判があるがどうか。

室内水泳プール館長

プールの利用には個人利用と専用利用があるが、専用利用は申請書を提出してもらい許可することになっている。水泳団体については現在15の団体が定期利用しており、主に専用コースを使っている。昭和61年に15の団体が会費を徴収していたが、団体の役員に謝礼金が渡されたことからこれは営利行為ではないかとのことで、15の団体に対し指導を行い、収支決算書と申請書を提出させるようになった経緯がある。

斉藤委員

収支決算書の確認は現在もやっているのか。

室内水泳プール館長

15の団体は5～6月にかけて総会を開催するが、その後決算書を提出してもらいチェックを行っている。

斉藤委員

チェックの結果不自然なものはないのか。

室内水泳プール館長

中には詳しく内容の出ていない場合もあるが、特に疑問な点はなかったように思う。

斉藤委員

収支決算書の内容は開示できないとは思いますが、15の団体の人数と会費を示せ。

室内水泳プール館長

個々には示せないが、会員数は少ないところで14名、多いところで106名、会費については安いところで月額1,000円、高いところで月額3,000円となっている。

斉藤委員

月額3,000円のところの会員数は何名か。

室内水泳プール館長

全部で3団体あり、100名、15名、30名となっている。

斉藤委員

100名の団体は年間で360万円となるが、そのうちプールの使用料は幾らになるのか。

室内水泳プール館長

8月分というと6回の利用があり、専用コースで7万2,000円となっている。

斉藤委員

そうすると月額で8万4,000円となり会には273万6,000円残る訳だがこれは何に使っているのか。

室内水泳プール館長

7万2,000円は専用使用の分だけであり、実際には専用コースは2日続けては使用できないため個人使用を使い分けている場合もある。私は会の運営ということで会費を徴収していると理解している。

齊藤委員

連続2日使用できないから会としてまとめて個人利用の券を購入しているのであれば話はわかる。問題は昭和61年以降収支決算書により会費が本当に営利目的ではないと確認しているかどうかである。収支決算書の中にも個人利用券購入分が記されているはずであるが額はいくらになっているのか。

室内水泳プール係長

収支決算書を見直したい。

齊藤委員

使用料や大会等大きな支出があるのかと思うが、もしないのであれば、営利目的と見られても仕方がないと思う。その辺りについて明らかにできるか。

社会教育部長

団体自体の運営費もそれなりにかかると思うので収支決算書を十分精査した上で検討していきたい。

齊藤委員

せっかく水泳を通して集まっているのだから、後から誤解が生じるようなことは避けてほしい。大きな支出がもし人件費のようなものであれば商売といわれても仕方がないように思う。条例・規則でも商行為を禁止しているので、ぜひ十分精査し報告願いたい。

歴史的建造物の保存について

いろいろな補助制度があるが、例えば景観を保全しつつ建物を有効利用するために必要な設備投資等の概算を出す必要があり、また、どこまでが歴史的建造物保全のための工事であるか等教育委員会の所管で判断するのは難しいのではないかと。建築都市部等に判断を委ね教育委員会は承認するだけの方がいいように思うがどうか。

社会教育部長

確かに歴史的建造物の利用について所有者から相談を持ちかけられても、いざ活用や修理等技術的な面の話になると教育委員会での判断は難しいので、実際には都市デザイン課と連携をとりながら進めている。

齊藤委員

申請する側から見るとやはり二度手間である。実際に都市デザイン課、教育委員会、所有者の間でどのように協議するのか。

社会教育部長

外観保全を前提として話をしていく中で、所有者や業者との技術的な打ち合わせが必要になった時点で、何でも足を運ばせないよう教育委員会と都市デザイン課と一緒に協議するようにしているので、スムーズにいくようやっているつもりである。

齊藤委員

建築都市部を窓口にした方が効率がよいと思うがどうか。

総務部長

現在行革の中で建築都市部の事務の見直しを進めているが、景観行政の窓口一本化についても検討を進めており、できれば新年度から実施していきたいと考えている。

齊藤委員

道教委との関係について

間口削減の問題についてもそうだが、道教委と市教委の間に力関係が働き、地元の声が届かない状況にある。この力関係から脱却しないと小樽市の教育の自主性・独自性は出せないと思うがどうか。

教育長

市教委に財政的な権限があればもっと違ってくると思うが、現状では難しい状態である。今後地方分権が進む

中で改善されることを心から期待している。高等学校の適正配置の問題については、小樽市には現在2つの普通高校と3つの職業高校という伝統的な配置の形態があるが、今年初めて滝川北高校が廃校になり、今後地域に2つの高校がある場合1つを廃校にするという流れもありえるので、そうならないよう激減緩和の努力について訴え続けていきたいと考えている。

斉藤委員

道教委は情報網、企画力等あらゆる面で強い権限を持っている。また、すべてを道教委が決定するわけではないので、結果として市教委のリーダーシップが問われることになると思う。道教委、現場、職員団体の関係の中で市教委の指導力が埋没してしまわないようお願いしたい。

鈴木委員

消防について

今年度は非常に火災が多いように思うが件数を示せ。

(潮) 予防課長

本日付で98件の火災が発生している。

鈴木委員

例年は何件程度か。

(潮) 予防課長

昨年の同時期で50件である。

鈴木委員

全国的な傾向なのかもしれないが、特に不審火・放火が続いているのも原因ではないかと思う。潮祭り時に連続2件の放火があったが、その際の出動状況を示せ。

(潮) 警防課長

第1現場については色内3丁目で21時03分、続いて5分後に第2現場の色内2丁目で火災が発生している。それぞれ出動計画書に基づき指令書を送付し消防隊を出動させ支障なく対応した。

鈴木委員

消防には第1～第4出動までであると思うがどのような形態か。

(潮) 警防課長

火災が発生するとまず第1出動として、放水機能のある消防車が4台出動する。そこで延焼状況を確認し現場の指揮者がさらに増強が必要と判断した場合、第2出動として3台増強する。さらに延焼が拡大すると第3出動として3台、第4出動として3台というように増強していくことになる。

鈴木委員

潮祭りの放火は第1現場と第2現場が非常に近かった。昨年緊急通信指令システムが導入されたが、多くの人から通報が入った場合1箇所の火災と誤認する可能性はないか。

(潮) 警防課長

1件目は色内3丁目、2件目は5分後に色内2丁目ということで明らかに違う火災と判断した。例えば同じ色内2丁目で2件続いた場合は1件目の通報から5分を経過すると機械が新しい火災と判断するが、5分以内の複数の通報については指令員が地図を確認しながら対処している。

鈴木委員

正常に稼働していたと理解する。

新聞報道で「何故早く来ない消防車」という記事が出たが、これは一般市民が見ると消防は何をやっているのか

と誤解を与える内容であったと思う。9月7日の連続3件の放火について出動体制はどのような状況であったか。

消防署長

当日勤務者で編成されている放水車両台数は14台であり、このうち銭函と蘭島の3台を除く11台の車両をそれぞれの火災現場へ向かわせた。なお、3件目の火災現場では、第4出動として非番職員全員を召集し火災現場へ向かわせ、また大規模災害時や大きな火災時のために8台の車両編成をし、そのうちの7台を第2、第3の火災現場へ向かわせていた。

鈴木委員

第4出動までしたということである。現在の持てる力の中で最大限の対応をしたと考える。今後連続火災の対応の仕方、また今年度火災が多いことへの啓蒙活動についてどう考えているか。

消防署長

今回の連続火災は14分の間に3件であり、特に第2現場は木造の密集地であり非常に危険な地域であった。我々消防機関にとっては3件同時で、しかも延焼危険があるということで極めて困難な状況であった。従って我々も非番職員全員召集をかけそれぞれの火災防御にあたったが、今後も今回の状況を踏まえ消防体制の確保に努めていきたいと考えている。

鈴木委員

教職員のデモ参加について

地方公務員法上はどのような扱いになっているのか。

(教)総務課長

地方公務員法第37条で争議行為は禁止されている。今回のインディペンデンス入港にあたっての反対集会についてはそれぞれの教員が有給休暇を使い参加していた。

鈴木委員

一部の先生だけかと思っていたが3割程度の参加だと聞いて驚いた。1時限目、2時限目の授業時間中であったと思うが、それだけの先生が参加したのであれば自習になったクラスもあったのではないか。

(教)指導室長

小学校においては校長先生をはじめ授業のない先生にもお願いし、2学級合同で音楽や体育をするなど授業形態を工夫したとのことである。中学校においても管理職の先生をはじめとして副担任等も総動員して授業に支障のないようにしたと聞いている。

鈴木委員

少なくとも本来の授業のあり方ではなかったと思う。インディペンデンス入港にあたり教職員がデモ集会に参加することは予想できたと思うが、事前に校長先生等に何か指示はしていたか。

学校教育部長

教育委員会としては児童・生徒に関することのみ指導したが、動員や授業への支障については特に指導していなかった。

鈴木委員

手ばかりであったように思う。思想は個人の自由であるが、教師という立場で授業時間中に参加したというのは非常に大きな問題であり、子供にも影響を与えかねないので今後十分気をつけてほしいと思うがどうか。

学校教育部長

今回は緊急であったのだと思うが、授業に著しく障害があるような行動は問題があるので、今後そのようなことのないよう学校長にも話していきたい。

鈴木委員

国旗掲揚の問題について

市内の中学校何校かが今年開校 5 0 周年記念行事を開催することになっており、先日も石山中学校の記念式典が行われたが、その中では校旗のみが掲揚されていた。懇親会では国旗と校旗が掲揚されたが、記念式典は正式な行事であり入学式や卒業式同様国旗を掲揚すべきであったと思うがどうか。

(教)指導室長

学習指導要領でも音楽や社会科の授業での指導のみならず、入学式、卒業式等についてもその意義を踏まえ国旗を掲揚するよう指導することになっている。教育委員会としてはこれまでも国旗・国歌について校長会議等を通じ入学式・卒業式だけではなく通年的に教育課程に関わることとして教職員の理解を深めるよう指導していたところである。今年度は市内 1 2 の中学校で開校 5 0 周年記念式典が行われるが、各学校が行事の意義を踏まえ国旗を掲揚するよう指導を進めていきたい。

鈴木委員

機会があるごとに根気よく指導してほしい。

「小樽市母と女性教職員の会」について

この団体をどう認識しているか。

(教)指導室長

任意の団体だと考えている。

鈴木委員

この団体は学校の現場では P T A の組織の一部であるような扱いをされている。例えば「母と女性教職員の会だより」というのが年に何回か発行されているが、学校だよりや P T A の連絡だより等とともに学校の先生を通して配られている。このことについてどう考えるか。

(教)指導室長

十分に把握はしていないが、多くの学校ではそのような印刷物は、例えば P T A の婦人部の役員が P T A の会報とともに配布しているように聞いている。いずれにせよ、市教委としても適切さに欠けると考えているので、これまでも校長会議等を通じ指導してきたが今後も重ねて指導していきたい。

鈴木委員

内容も米空母入港への抗議運動についてであったり、学習会について開催は 中学校、司会は 小学校である等あたかも学校が主催しているような書き方をしている。また、教師を通して鉛筆を売っているような現状もある。あくまでも任意の団体なので、学校の場で子供たちの手を介してこのようなことが行われないう指導を徹底してほしい。

最後にこれまでの質問について教育長の考えを示せ。

教育長

記念式典の国旗の掲揚は好ましいと考えているので粘り強く理解を求めていきたい。

教職員の反対集会参加の件については難しい問題ではあるが校長に注意を促したい。

「母と女性教職員の会」の問題については校長も事態を把握していたか定かではないが、校長がもし知っていたら非常に問題であるので、職員の監督についてももう一度指導していきたいと考えている。

休憩 午後 3 時 5 9 分

再開 午後 5 時 2 0 分

委員長

これより一括討論に入る。

花岡委員

議案第 2 1 号、第 2 6 号について

行政改革の意気込みを示す特別職手当カットは幹部職員の給与カットと抱き合わせであり、今後、市職員の削減や引き続き賃金カット、住民サービスの切り捨てにつながるものである。本当に模範を示すと言うのであれば、助役の一人制こそ財政効率もよく市民からも受け入れられる行革である。

陳情第 5 1 号について

基本的には居住権が優先するものであるが、市職員という市民の公僕としての役割や市民感情からも、何故小樽に住めないのか、小樽の生活環境を整備することも含めて検討することが必要であると思う。なお、継続審査が否決された場合は自席にて棄権いたしたい。

委員長

討論を終結し順次採決する。

まず、陳情第 5 1 号については継続審査と不採択に意見が分かれ、採決の結果、不採択と決定。

次に、議案第 2 6 号については、採決の結果、賛成少数により否決と決定。

次に、議案第 2 1 号、陳情第 9 号、第 2 1 号、第 4 2 号については、議案は原案可決と、陳情は継続審査と、いずれも賛成多数により決定。

次に、陳情第 5 0 号及び所管事項の調査については継続審査と、いずれも全会一致で決定。

散会宣告。